

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等対象地域の方に対する一部負担金の免除措置の延長について

川崎市国民健康保険

令和5年3月1日以降も、以下の方については、引き続き、医療機関等での窓口負担は免除となります。

1. 窓口負担の免除を受けられる対象者と期限

(1) 帰還困難区域の方

→令和6年2月28日まで

(2) 上位所得世帯（※1）以外の旧避難指示区域等（※2）の方

→令和6年2月28日まで

（※1）世帯に属する国民健康保険の被保険者について、令和4年（一部負担金の免除措置の場合にあつては、令和5年7月までの間において、令和3年）の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯

（※2）平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楡葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域、令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部及び双葉町の一部）の区域、令和5年3月31日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる特定復興再生拠点区域（浪江町の一部）をいう。ただし、特定復興再生拠点区域（浪江町の一部）に係る取扱については、指定の解除が政府の指示どおりなることを想定したものであり、今後決定される解除予定日によっては、当該取扱いが変わり得る。

（注1） ・上位所得世帯以外の旧避難指示区域等（下記区域の方を除く）の対象者の方には、まず有効期限が令和5年7月31日までの免除証明書を交付し、令和5年7月以降に上位所得世帯以外であることを確認できた方に令和5年8月1日以降の免除証明書を交付します。

・令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域・令和5年3月31日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる特定復興再生拠点区域の対象者の方には、まず有効期限が令和5年9月30日までの免除証明書を交付し、後日、上位所得世帯以外の方に令和5年10月1日以降の免除証明書を交付します。

（注2）東日本大震災による被災者の方の国民健康保険における一部負担金及び保険料（税）の特例減免措置については、令和5年度から段階的な見直しを行うこととなりました。詳細は次頁の案内を御確認ください。

2. 窓口負担の免除を受けるための手続

○令和5年3月1日以降も、窓口負担の免除を受けるためには、**有効期限が切れていない免除証明書**を窓口で提示する必要があります。

（注） ・すでに川崎市国民健康保険から有効期限が令和5年2月28日までの免除証明書が交付されている方へは、上記免除証明書をお住まいの区の区役所保険年金課・支所区民センター保険年金係から郵送します。
・転入等により、新たに川崎市国民健康保険に加入した上記対象者の方は、申請が必要になります。

◎次の場合の自己負担額の免除については、平成24年2月29日までで終了しています。

- ・ 入院時の食費、居住費
- ・ 被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
- ・ 柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術等

東日本大震災の被災者の方の国民健康保険・後期高齢者医療における一部負担金及び保険料(税)の特例減免措置の見直しについて

東日本大震災による被災者の方の国民健康保険・後期高齢者医療における一部負担金及び保険料(税)の特例減免措置については、**令和5年度から段階的な見直し**を行います。皆様におかれては、ご理解・ご協力をお願いいたします。

1. 見直しの対象となる方

東日本大震災が生じた日に旧避難指示区域等に住所を有していた被保険者の方

※ 今回の見直しは、平成29年4月以前に避難指示区域等の指定が解除された地域にお住まいの皆様が対象であり、平成29年5月以降に解除された地域については、今後見直し内容をお示しします。

2. 見直し内容について

- 特例減免措置については、被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除から10年程度で減免措置を終了することとし、**令和5年度(令和5年4月)から順次、見直しを実施**します。
- 各地域における特例減免措置の見直しが開始される年度は以下のとおりです。

住所を有していた地域(福島県内)	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
【平成26年までに解除された地域】 ・ 広野町、楡葉町の一部、南相馬市の一部(旧緊急時避難準備区域) ・ 川内村の一部、田村市(旧緊急時避難準備区域及び旧避難指示解除準備区域) ・ 特定避難勧奨地点	保険料(税)	特例継続	1/2	×	特例終了				
	窓口		○	○					
【平成27年に解除された地域】 ・ 楡葉町の残り全域(旧避難指示解除準備区域)	保険料(税)		○	1/2	×	特例終了			
	窓口		○	○	○				
【平成28年に解除された地域】 ・ 葛尾村の一部、南相馬市の一部(旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域) ・ 川内村の残り全域(旧居住制限区域)	保険料(税)		○	○	1/2	×	特例終了		
	窓口		○	○	○	○			
【平成29年に解除された地域】 ・ 飯舘村の一部、浪江町の一部、川俣町、富岡町の一部(旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域)	保険料(税)		○	○	○	1/2	×	特例終了	
	窓口		○	○	○	○	○		

※ご自身がいずれの地域に該当するかは、ご加入の各保険者にお問い合わせください。

○ : 全額免除、1/2 : 1/2免除、× : 免除終了

(裏面に続く)

3. Q&A

○ 特例減免措置の見直しについて

Q1 なぜ見直すことになったのですか？

A1 医療保険制度は、被保険者の皆様が病気やけがをしても安心して治療を受けられるよう、加入者の皆様に保険料（税）等を出し合い、医療費に充てる助け合いの制度です。

特例減免措置については、避難指示解除後も長期間にわたり減免措置が継続されるなど被保険者間の公平性の観点から課題があったため、今般、段階的に見直しを行うことを決定しました。

特例減免措置の見直しは、医療保険制度を将来にわたって守り続けるために必要なものと考えていますので、皆様におかれては、何卒、ご理解・ご協力をお願いいたします。

Q2 今回、見直しの対象となる者はどういう方ですか？

A2 東日本大震災が生じた日に避難指示区域等（平成29年4月以前に避難指示区域等の指定が解除された地域）に住所を有していた被保険者の方が減免措置の見直し対象となります。

具体的な見直しの開始年度等については、現在ご加入の保険者にお問い合わせください。

(※)「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

○ 一部負担金の支払いについて

Q3 どの程度、一部負担金を負担する必要がありますか？

A3 以下のとおり、年齢などに応じて、医療機関等の窓口において、医療費の何割を支払う必要があるのか、その負担割合が決められています。

- 小学校入学前：2割
- 小学校入学後、70歳未満：3割
- 70歳以上75歳未満：2割（ただし、現役並み所得者は3割）
- 75歳以上※¹：1割※²（ただし、現役並み所得者は3割）

※¹ 65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む。

※² 令和4年10月から、一定の所得以上の者は2割負担となる。

また、毎月の医療費の一部負担金が高額になったときには、上限額を超えた分が高額療養費として支給されます。上限額については所得などにより異なりますので、詳細は現在、ご加入の保険者にご相談ください。

○ 国民健康保険・後期高齢者医療の保険料（税）の支払いについて

Q4 どの程度、保険料（税）を支払う必要がありますか？

A4 保険料は、前年度の所得等に応じて算定※されますが、具体的な保険料（税）額の設定方法などの詳細は、現在、ご加入の保険者にご相談ください。

なお、今回の見直しにあたっては、急激な負担増にならないよう、見直しの1年目は保険料（税）の全額ではなく、半額を負担いただくこととしています。

(※) 所得が一定の基準額以下の方は保険料の一部が軽減されます。詳細はご加入の保険者にお問い合わせください

Q5 保険料（税）の支払いが困難な場合はどうすればいいですか？

A5 特別な事情により、保険料（税）の支払いが困難なときは、申請により分割納付などできます。支払いが困難な場合は、現在、ご加入の保険者にお早めにご相談ください